

# 令和8年度 港区障害福祉サービス事業者等運営指導実施方針

## 1 基本方針

港区障害福祉サービス事業者等指導及び監査実施要綱（平成30年3月2日付29港保障福第4809号。以下「要綱」という。）第6条に基づき、要綱第1条に定める障害福祉サービス事業者及び障害児通所支援事業所等に対し、障害児者の福祉に係る諸制度の円滑かつ適正な運営と法令等に基づく適正な事業運営を確保する観点に立ち、事業運営の適正化と透明性の確保、利用者保護及び利用者の視点に立った障害福祉サービス等の提供並びに質の向上、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための体制整備を図ることに主眼を置いて運営指導を実施する。

また、監査については、法令・条例等の違反、自立支援給付や障害児通所給付に係る費用等の不正請求又は不適切な福祉サービスの提供が明らかな場合には、障害児者の福祉制度への信頼維持及び利用者保護の観点から、公正かつ適切な措置を採ることに主眼を置いて実施する。

なお、実施にあたっては、東京都、関係区市町村及び関係各課と適宜連携するとともに、東京都、関係区市町村及び関係各課と必要な協力を行うことで、指導体制の一層の充実・強化を図り、効果的かつ効率的な指導検査の取組を進める。

## 2 指導の重点項目

### (1) 事業運営の適正化と透明性の確保

ア 職員配置基準に定める職員の資格及び員数を満たしているか。

イ 自立支援給付費や障害児通所給付費等に係る費用等の算定に関する告示を理解した上、加算や減算等の基準に沿って給付に係る費用等が請求されているか。

ウ 有資格者により提供すべきサービスが、無資格者により提供されていないか。

エ 運営規程、決算書類等の利用者のサービス選択に資する情報を提供しているか。

オ 管理者が従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に指定基準を遵守させているか。

カ 会計基準等に則った適切な経理処理がなされ、その上で、計算書類が作成されているか。

キ 法令・条例等に基づき、諸記録が整備されているか。

ク 処遇改善加算の算定に必要な要件が整備されているか。

### (2) 利用者保護とサービスの質の確保

ア 利用者に対し、虐待行為や身体拘束などを行っていないか。また、利用者の人権の擁護、虐待防止及び身体拘束等の適正化のため、責任者や委員会の設置及び

指針作成並びに少なくとも年1回の委員会の開催等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修やチェックリストを実施する等の措置を講じているか。

イ サービス提供を開始するに当たり、内容及び手続の説明並びに同意（個人情報の利用を含む。）、書面又は電磁的方法による交付が適切に行われているか。また、電磁的方法による場合には、あらかじめ利用者等の承諾を得ているか。

ウ 個別支援計画等が利用者の個々の状況に則して作成・記録されるとともに、必要に応じて見直しが行われ、適切な支援が行われているか。また、内容について、適切に説明や同意、交付が行われているか。

エ サービスの提供記録が適正に作成され、適宜利用者等の確認を受けているか。また、個別支援計画等の見直しの際に、使用されているか。

オ 苦情、事故、感染症及び食中毒が発生した場合、適切な対応が取られているか。

カ ハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、適切なハラスメント対策を実施しているか。

キ 業務継続計画の策定及び業務継続計画についての研修及び訓練が、適切に実施されているか。

ク 共同生活援助や生活介護、施設支援入所、児童発達支援、放課後等デイサービスを行う事業所において、非常災害時の対応について、具体的な防災計画を立てるとともに、関係機関への通報・連携体制の確保、実効性のある避難・救出訓練の実施等の対策を取っているか。

ケ 感染症を発生し、又はまん延しないように、感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の設置、指針作成、研修及び訓練が適切に実施されているか。

コ 障害児通所支援事業所において、障害児の安全の確保を図るための計画の策定、当該計画の従業者への周知、研修及び訓練、当該計画の取組内容の保護者への周知が実施されているか。

サ 障害児通所支援事業所において、支援プログラムの公表が適切に実施されているか。

### 3 監査の重点項目

(1) 障害者虐待防止法に定める虐待に該当する疑いのある、必要以上の身体的拘束や人権侵害が行われていないか。

(2) サービス内容に不正又は著しい不当がないか。

(3) 自立支援給付・障害児通所給付に係る費用等の請求に不正又は著しい不当がない

か。

- (4) 人員基準違反等の重大な基準違反はないか。
- (5) 帳簿種類の提出や質問に対して虚偽の報告や答弁がされていないか。
- (6) 不正な手段により指定を受けていないか。
- (7) 業務管理体制が実効ある形で整備され機能しているか。

#### 4 運営指導及び監査の実施方法

##### (1) 実施方法

原則として、事業又は施設種別ごとに日程等を策定し、事業所等に赴き、実地において実施する。また、必要に応じ、事業所等の関係者等呼び出し、執務室等において実施する。

##### (2) 実施単位

原則として、事業又は施設を単位として実施する。なお、社会福祉法人運営指導等が行われる場合にあっては、当該指導と併せて同日に運営指導等を実施するよう努めるものとする。

##### (3) 実施体制

原則として、障害者事業所支援系の係長級1名及び職員1人以上、又は指定事務受託法人職員を含む職員2名以上の体制で実施する。また、事業又は施設の規模や内容、事案の性質に応じ、適宜人選するものとする。

なお、居宅介護、重度訪問介護、就労移行支援、就労継続支援B型、共同生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービスの事業については、一部の体制を指定事務受託法人に委託して実施する。

##### (4) 実施通知

要綱第7条及び第11条の規定に基づき通知する。ただし、緊急を要する場合等には、通知期間を短縮する。(当日通知を含む。)

##### (5) 東京都との連携

必要に応じ、東京都と運営指導を合同で実施する。

##### (6) 全体計画の作成時期

当該運営指導を実施する当該年度当初に作成する。

##### (7) 運営指導の対象の選定

運営指導の対象事業者は、要綱第5条及び別表1に掲げる基準に基づき、原則として、令和8年4月1日時点で現存する事業所等の中から選定するものとする。ただし、年度途中で指定を受けた事業者等のうち、区長が必要であると認めた事業所等についても、運営指導の対象とする。

(8) 障害児通所支援事業者への運営指導

区内の障害児通所支援事業所及び障害児相談支援事業所については、3年に1回以上、運営指導を実施する。なお、法令遵守状況により、実施期間を短くする。

(9) 指定後間もない障害児通所支援事業者及び障害児相談支援事業者への運営指導  
指定後3年以内に実施する。

(10) その他

新規開設事業所において、上記2(1)ア～キ、2(2)ア～サについて、開設後1年以内に訪問し、遵守状況の確認を行う。

## 5 指導監査基準

東京都との平準化を図るため、東京都が定める「指定障害福祉サービス事業者等指導検査基準」に準じるものとする。(居宅介護の基準該当障害福祉サービスを含む。)

ただし、指定障害児通所支援、指定計画相談支援、指定障害児相談支援及び移動支援については、区の基準を別に定める。